



宮城県災害時公衆衛生活動 ガイドライン



令和5年6月改定

宮城県

目 次

第1章 はじめに	3
第1節 災害時公衆衛生活動ガイドラインの策定経緯等.....	3
第1項 災害時公衆衛生活動ガイドラインの策定経緯.....	3
第2項 災害時公衆衛生活動ガイドラインの改定について.....	3
第2節 ガイドラインの位置づけ.....	5
第3節 ガイドラインの目的.....	5
第4節 ガイドラインの構成.....	6
第5節 東日本大震災の概要及び特徴.....	8
第1項 東日本大震災の概要.....	8
第2項 東日本大震災の特徴.....	8
第6節 令和元年東日本台風の概要と被害の特徴.....	10
第1項 台風の概要と特徴	10
第2項 被害の概要と特徴	11
第3項 避難者の避難状況	12
第2章 総論	15
第1節 災害時における公衆衛生活動とは.....	15
第1項 災害時公衆衛生活動の方向性.....	15
第2項 健康危機管理の視点.....	15
第3項 支援に当たっての基本姿勢.....	15
第4項 公衆衛生スタッフの活動内容.....	16
第5項 公衆衛生スタッフの活動形態.....	18
第2節 フェーズ毎の公衆衛生活動.....	19
第3節 DMA T・医療救護班等による医療活動と災害時公衆衛生活動の連携.....	29
第3章 各論	33
第1節 県内で大規模災害が発生した場合の対応.....	33
第1項 大規模災害が発生した場合の基本的考え方.....	33
第2項 被災市町村へのコーディネーター派遣及びコーディネーターの役割.....	33
第3項 被災により機能が喪失された保健福祉事務所（保健所）に対する広域支援体制.....	37
第4項 公衆衛生スタッフ等の派遣調整について.....	38
第5項 災害時公衆衛生活動に係る組織の役割.....	47
第6項 被災地保健福祉事務所（保健所）の活動組織.....	50
第7項 公衆衛生スタッフの職種毎の役割.....	52
第8項 応援派遣公衆衛生スタッフに依頼する業務.....	53

第9項 応援派遣公衆衛生スタッフの活動体制の整備	53
第10項 避難所等における公衆衛生活動	56
第11項 要配慮者の特徴と避難所生活で配慮すべき事項	62
第12項 災害時の心の健康	66
第13項 支援者の健康管理で留意する事項	75
第14項 健康調査について	77
 第2節 県外で大規模災害が発生した場合の対応（他都道府県への公衆衛生スタッフの派遣）	83
第1項 派遣に伴う基本事項	83
第2項 公衆衛生スタッフを派遣する際の各機関の役割	83
 第3節 平常時の準備	86
第1項 平常時における体制整備	86
第2項 受援準備	87
第3項 本庁、保健福祉事務所（保健所）、市町村別の体制整備	92
第4項 地域健康危機管理連絡体制に係る会議等の開催	93
第5項 研修や訓練の実施	93
第6項 防災に関する普及啓発	93
第7項 ガイドラインの見直し	93

【別冊】資料編

第1節 災害時公衆衛生活動に使用する帳票類	2
第2節 参考資料	43